

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成27年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成27年2月2日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所長 堤 盛良

1 調 達 内 容

(1) 業 務 件 名

H27渡良瀬川自動車修繕単価契約

(2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

入札説明書による

(3) 履 行 期 間

平成27年4月1日から平成28年3月31日ま

で

(4) 履行場所

渡良瀬川河川事務所管内

(5) 入札方法

入札は、自動車修繕に伴う工賃として「一般自動車一工数の時間当たり料金」、「建設機械一工数の時間当たり料金」、「車検代行料」、「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械の値引率」を入札書に各々記載することとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（ただし、「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械の値引率」を除く。）

なお、入札は、自動車修繕に伴う工賃として「一般自動車一工数の時間当たり料金」、「建設機械一工数の時間当たり料金」、「車検代行料」、「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械の値引率」とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とするが、再入札の場合において「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械部品価格の値引率」については、当初の値引率を下回る数値としないこととする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格

(全省庁統一資格) 「役務の提供等」のC又は

D等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(2)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

(4) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

(7) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

(8) 下記ア)及びイ)の条件を満たす整備工場を

有すること。

ア) 普通自動車分解整備事業における「普通自動車（大型）」を対象とした「認証」又は「指定」を受けた工場であること。

イ) 渡良瀬川河川事務所（栃木県足利市田中町661-3）へ2時間以内に到着できる場所に所在していること。

なお、前述の時間は一般道を30km/h、高速道路を80km/hとして算出した値とする。

(9) 担当部署への連絡体制が、営業時間外（夜間、休業日を含む）も確保されていること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び
問い合わせ先

〒326-0822

栃木県足利市田中町661-3

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

経理課 契約係

電話 0284-73-5552 内線 224

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 上記(1)の問い合わせ先で交付する。

② 希望者には、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 証明書等の提出期限

平成27年2月18日 13時00分

(4) 入札書の提出期限

平成27年3月5日 16時00分

(5) 開札の日時及び場所

平成27年3月6日 16時30分

渡良瀬川河川事務所 入札室

(6) 契約締結日及び履行期間は平成27年4月1日

からとする。ただし、4月1日までに平成27年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は4月2日以降、予算が成立した日とする。

(7) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除。

(3) 入札者に要求される事項
参加を希望する者は、必要な証明書等を上記
3(3)の提出期限までに、上記3(1)に示す場所に
持参により提出しなければならない。

(4) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札
及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否
要。

(6) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、「一般自動車一工数の時間当たり料金」、「建設機械一工数の時間当たり料金」及び「車検代行料」については、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって、

「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械部品価格の値引率」については予定価格の制限の範囲内で最高率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、前記で決定できない場合は次式により計算し、予定価格の制限の範囲内でかつ「R」の最低価格を落札者とする。

$$R = R a + R b$$

$$R a = (X 1 \times \text{入札一般自動車一工数当たり料金}) \times \{1 + 0.5 \times (1 - \text{入札一般自動車部品価格の値引率})\} + (N \times \text{車検代行料})$$

$$R b = (X 1 \times \text{入札建設機械一工数当たり料金}) \times \{1 + 0.5 \times (1 - \text{入札建設機械部品価格の値引率})\} + (N \times \text{車検代行料})$$

ここで、R：最低者決定のための金額

X1：契約期間中に計画されている一

般自動車の総整備工数

X2 : 契約期間中に計画されている建設機械の総整備工数

N : 契約期間中に計画されている車検回数

総整備工数（一般自動車） 300時間

総整備工数（建設機械） 20時間

車検回数 6回

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。